

令和6年度新宿区ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により新宿区（以下「区」という。）へ寄附した区外在住者（以下「寄附者」という。）に対して、感謝の意を表するとともに、区の魅力の発信、区内産業の活性化を図るため、寄附者に対して贈呈する返礼品（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「返礼品協力事業者」という。）を募集する。

2 返礼品協力事業者の要件

返礼品協力事業者として登録できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 各種法令例規等に沿った生産、製造、販売等を行っていること。
- (2) 原則として、本社、支店、事業所、工場又は店舗等が区内にある法人、団体又は個人事業主であること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続を行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- (5) 返礼品協力事業者又は当該事業者の役員若しくは使用人、当該事業者の経営に実質的に関与する者が、新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日付け23新総契契第2218号。）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (6) 原則として、インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、区がふるさと納税業務の一部を委託している事業者（以下「中間事業者」という。）が提供するシステム（以下「管理システム」という。）を利用した受注管理が可能であること。
- (7) 管理システムを使用するパソコンは、最新のソフトウェアにバージョンアップを行い、セキュリティソフトを入れるなどのセキュリティ対策を講じていること。
- (8) 返礼品の提供に関する問合せ、事故及びトラブル（配送に関するものを含む。）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償請求等が生じた場合に適切な対応が可能であり、また、その対応等について中間事業者へ速やかに報告ができること。

3 中間事業者との契約について

区では、効率的な運営、安全安心に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理及び寄附者からの問い合わせ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を業務委託している。返礼品が採用となった場合には、区が指定する下記の間接事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わすこと。

（中間事業者）

事業者名：シフトプラス株式会社

住 所：宮崎県都城市宮丸町3070-1

代表者名：代表取締役 中尾 裕也

4 返礼品の要件

(1) 採用要件

返礼品は、平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に掲げる基準を満たし、かつふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（平成29年4月1日付け総務大臣通知参照）に該当しないものであることを前提に、原則として次に掲げる全ての要件を満たすものであることとする。

- ア 区の魅力を発信し、地域産業の振興に寄与するものであること。
- イ 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間又は数量限定で供給するものは除く。
- ウ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- エ 飲食物は、寄附者に到着後一定期間の消費期限又は賞味期限を有しているものであること。
- オ 物品以外の役務の提供の場合は、一定の利用期間を設けること。ただし、日時が指定されている場合はこの限りでない。
- カ 物品以外の役務の提供の場合は、そのサービス等の利用に当たっての予約方法が確立されていて、寄附者と利用に係る調整を行うことができる体制が整っていること。
- キ イベント等への参加の権利を返礼品とする場合については、当該イベント等が中止されたときの寄附の取扱い等についてあらかじめ区と協議を行うこと。
- ク 利用券等のチケットを発券する場合は、転売対策の措置を講ずること。
- ケ エステ、マッサージ又はこれらに類する役務の提供を返礼品としないこと。

(2) 発送方法

返礼品の発送は、次に掲げる事項を遵守して行うものとする。

- ア 返礼品は、寄附金の入金後寄附者が指定する返礼品を寄附者が指定する送付先に送付すること。
- イ 発送は、原則として配送状況を随時確認することができる配送サービスを利用して行うこと。
- ウ 区が区のPRに資するリーフレット等の同梱を依頼した場合は、送料に変更が生じない範囲において可能な限り協力すること。
- エ 返礼品の送付を行う時に限り、送料に影響しない範囲において返礼品協力事業者の事業等のPRに資するリーフレット等を同梱することができるものとする。

(3) 提供価格及び寄附金額

返礼品の提供価格及び寄附金額は次に掲げるとおりとする。

- ア 返礼品の提供価格（以下「提供価格」という。）には、原則として、商品代金、サービス料、諸税、梱包費用及びその他事務経費を含むものとする。
- イ 寄附金額は、提供価格に3分の10を乗じて得た金額（千円未満切り上げ）を原則として区が定める。
- ウ 送料は原則、区が負担する。ただし、提供価格に比べて送料が高額となる場合については、その送料の一部を寄附者負担とする場合がある。

(4) 費用負担等について

- ア 区が負担する返礼品の提供に係る費用（以下「返礼品提供費用」という。）は、各返礼品の提供価格に当該返礼品の発送実績の件数を乗じて得た金額及び送料とし、中間事業者を通じて区が支払うものとする。
- イ 返礼品協力事業者は、返礼品の1月当たりの発送実績に基づき算出した返礼品提供費用を中間事業者が指定する日までに中間事業者に請求するものとする。
- ウ 中間事業者は、イに示す請求に応じ、返礼品提供費用を返礼品協力事業者に支払うものとする。なお、返礼品提供費用の支払いは、原則として請求のあった月の翌月末までに返礼品協力事業者が指定する口座へ振込により行うものとする。
- エ 返礼品の回収及び再発送、代替品等による保証及び返礼品の交換等に要する費用については、返礼品協力事業者が負担するものとする。ただし、寄附者の過失等返礼品協力事業者の責めに帰さない理由により返礼品の再発送が必要となった場合については、再発送の前に区と協議し、その費用負担を決定する。
- オ 配送業者の配送事故等に係る費用の負担については、当該配送事業者との取り決めにより対応するものとする。
- カ 天災等の不可抗力事由により返礼品を提供することができない場合の費用の負担については、区と協議の上で対応するものとする。

参考：費用負担（リスク分担表）

過失	リスク内容	費用	区	事業者
事業者	返礼品の誤発送、 返礼品の品質問題 等による返礼品の 回収・再発送	提供価格	負担しない。	負担する。
寄附者	特別な事情による 返礼品の回収・再 発送	提供価格	協議により対応する。	
配送業者	配送事故等	提供価格	負担しない。	配送業者との取 り決めによる。
該当なし	天災等の不可抗力 によるもの	提供価格	協議により対応する。	

5 応募方法について

返礼品協力事業者として登録を希望する場合は、次に掲げる内容に基づき申請を行うこと。

(1) 提出書類

ア 新宿区ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書兼誓約書（様式1）

※ 「エクセルデータ」及び「代表者印を押印したPDF データ」の2つを提出すること。

なお、PDF データはカラーデータとすること。

イ 返礼品提案書（様式2）

※ 返礼品毎に様式を作成し提出すること。

ウ 事業者概要、パンフレット等事業者の活動内容が分かる資料

※ 事業者概要について、ホームページ等で確認ができる場合については、その URL を提出時に示すことで書類等の提出を省略することができる。

(2) 受付期間

令和6年4月15日から令和7年2月28日まで

(3) 提出方法

原則として、電子メールによる書類提出とする。

提出先：新宿区ふるさと納税サポート室

Eメールアドレス：support@shinjuku.furusato-ig.jp

メール件名：「【事業者名】返礼品協力事業者申請書等提出」

※ 件名の先頭に、事業者名を入れること。

6 結果の通知について

返礼品協力事業者及び返礼品の登録については、申請内容等を総合的に判断した上で区が決定し、その結果を通知する。

7 登録の有効期間及び更新について

返礼品協力事業者として登録される期間は、決定を受けた日から当該年度の年度末の日までとする。なお、当該年度の3月1日までに新宿区ふるさと納税返礼品登録事業者登録内容変更・廃止届（様式3）の提出がない場合は、登録される期間が自動継続するものとする。

なお、自動継続時には、誓約書（返礼品協力事業者登録期間継続時用）（様式5）を5（3）に示した提出先に提出することとする。

8 登録内容の変更、追加及び廃止について

返礼品協力事業者の登録内容の変更又は登録の廃止をする場合は、新宿区ふるさと納税返礼品協力事業者登録内容変更・廃止届（様式3）を、返礼品の変更又は取消をする場合は、新宿区ふるさと納税返礼品登録内容変更・廃止届（様式4）を5（3）に示した提出先に提出すること。

なお、提出書類の確認やポータルサイト等の変更には一定の期間を要するため、原則として事実が発生する1か月前までに届出を行うこと。届出の遅れにより不利益が生じた場合、区は責任を負わない。

また、返礼品を新たに登録する場合は、返礼品提案書（様式2）を5（3）に示した提出先に提出すること。

9 その他留意事項

(1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守すること。

(2) 返礼品協力事業者は、返礼品協力事業者として登録されている期間のみならず登録期間終了後において、返礼品の提供に係る業務を処理するために区から提供される寄附者の個人情報を返礼品の送付目的以外に利用してはならず、第三者に漏えいしてはならない。

- (3) 返礼品協力事業者及び返礼品の登録後、次の事由に該当する場合は、当該登録を取り消す場合がある。
- ア 返礼品協力事業者の要件や返礼品の採用要件を満たしていないことが判明した場合
 - イ 総務省基準の改正等により、返礼品の採用要件を満たしていないと判断された場合
 - ウ 返礼品としての取扱いに支障がある事由が生じた場合
 - エ 区のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合
- (4) 返礼品協力事業者は、寄附者等からの返礼品の品質等に関する苦情や補償に関して返礼品協力事業者が真摯に対応して解決に努める。また、当該内容について中間事業者を通じて速やかに区に報告するものとする。
- (5) 返礼品協力事業者として登録したこと又は返礼品を登録したことにより、返礼品協力事業者が被った損害又は第三者に与えた損害に対して、区は一切の責任を負わない。
- (6) 返礼品協力事業者は、返礼品の提供に係る業務において、区又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 返礼品協力事業者は、区又は中間事業者の求めに応じ、返礼品や返礼品協力事業者等に関する情報（製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等）を提供する。
- (8) 返礼品協力事業者から提供を受けた返礼品の写真、紹介文等について、区が行うふるさと納税に関する広報活動において雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとする。
- (9) 返礼品協力事業者は、返礼品が採用された場合には、区のふるさと納税の返礼品に登録されていることを店頭や自社のホームページ等でPR することができるものとする。
- (10) 本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、区と協議の上解決するものとする。

10 問い合わせ先

- (1) 返礼品・返礼品協力事業者について
新宿区ふるさと納税サポート室（中間事業者 シフトプラス株式会社）
電 話：050-5527-0874
メール：support@shinjuku.furusato-ig.jp
- (2) 区のふるさと納税制度全般について
新宿区総務部総務課総務係
電 話：03-5273-4353